

組立保険



※詳細につきましては、別紙の「重要事項説明書」をご一読いただき、内容をご確認ください。

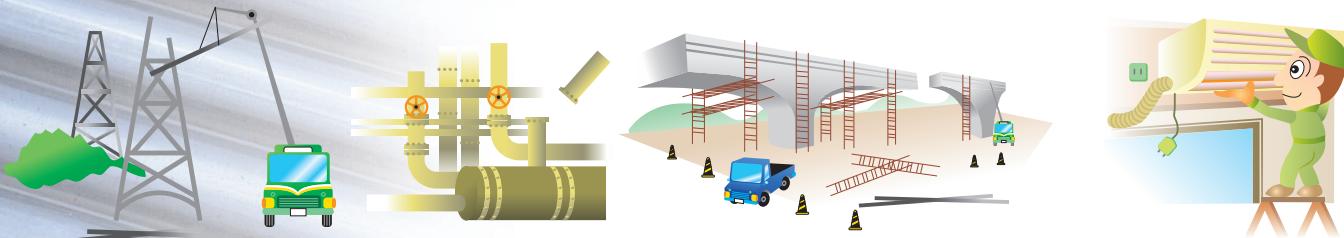
組立保険とは

工事の着工から引渡しまでの間に工事現場で生じた不測かつ突発的な事故によって『保険の対象』に生じた損害に対して保険金をお支払いします。

対象となる工事は…

工事現場における各種機械、設備・装置または鋼構造物の組立工事、家電品の据付工事やリフォーム工事等が対象となります。

- ビル・住宅等の建屋内工事(内装、改修工事等)や、建屋外工事(外壁・屋根取替え、吹付け工事等)
- ビル等の空調、給排水設備、電気設備およびガス設備等の据付工事や太陽光発電パネル(家庭用)設置工事
- 建設工事中のタンク、橋梁、鉄塔などの鋼構造物
- 建設工事中の煙突、給水塔、サイロ、灯台などのコンクリート構造物
- 組立据付中のタービン発電機、プレス、冷凍機などの機械
- 建設工事中の化学装置、受配電設備、空調設備、給排水設備などの設備・装置
- 新設工事中の太陽光発電プラント(事業用)、製紙プラントなどの生産設備一式



ただし、次に掲げる工事はこの保険の対象工事にはなりません。

- ・解体、撤去、分解または取扱い工事
- ・ビル、住宅等の建築工事を主体とする工事(「建設工事保険」の対象となります。)
- ・道路工事、上下水道工事等、土木構造物を建設する土木工事を主体とする工事(「土木工事保険」の対象となります。組立工事に付随する場合は、特約によりこの保険の対象となる場合があります。)
- ・船舶にかかる工事、海上浮揚物件(浮桟橋、ポンツーン、ブイ等)にかかる工事

など

保険金をお支払いする主な場合は…

工事現場において、不測かつ突発的な事故により『保険の対象』に生じた損害に対し、保険金をお支払いします。

- 労務者、従業員または第三者の取扱上の拙劣、悪意または過失による事故
最大荷重2tのクレーンで4tの装置を吊り上げてワイヤーが切れた
- 設計、材質または制作の欠陥による事故*
設計ミスによる強度不足で建設中の橋が崩落した
- 火災、破裂または爆発による事故
溶接作業中火花がコードに引火した
- ショート、アーク、スパーク過電流、空中電気の作用、その他の電気的現象による事故
送電線設備の工事中にショートし、電線が切れた
- 盗難
夜中に工事現場から資材が盗まれた
- 土地の沈下・隆起、地すべりまたは土砂崩れ、落石による事故
地すべりによって建設中の鉄塔が折れた
- 風災、高潮、洪水、氾濫、落雷、冷害、氷害またはこれらに類似の自然現象による事故
台風により建設中の橋が破損した

*設計、材質または制作の欠陥により、崩壊・倒壊・破壊等の不測かつ突発的な事故による損害が生じた場合のみ保険金をお支払いします。欠陥そのものの修理・取替・補強費用に対しては保険金をお支払いしません。

『保険の対象』の範囲は…

『保険の対象』は工事現場における次のものとなります。

- (1)工事の目的物およびその材料
- (2)仮枠、足場、電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備、その他工事用仮設物
- (3)現場事務所、宿舎、倉庫、その他の工事仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品(家具・衣類・寝具・事務用品および非常用具に限ります。)※事務用品に含まれない機械類や作業員の私物は保険の対象となりません。

次に掲げる物は保険の対象に含まれません。

- ・据付機械設備等の工事用仮設設備(据付費および付帯設備工事費を含みます。)、工事用機械・器具・工具およびこれらの部品
- ・航空機、船舶もしくは水上運搬用具、機関車、自動車、その他の車両
- ・設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに準ずる物
- ・触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに準ずる物
- ・原料または燃料その他これらに準ずる物

お支払いする保険金は…

お支払いする保険金

= 損害額

- 自己負担額

- 損害額…『保険の対象』を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費。

※復旧に必要な分解費、組立費、運賃ならびに修理に必要な点検または検査費用を含みます。

※復旧費には次に掲げる費用は含まれません。

- ①仮修理費。ただし、弊社が本修理の一部をなすものと認めた費用については復旧費に含むものとします。
- ②模様替または改良による増加費用
- ③保険の対象の損傷復旧方法の研究費用
- ④保険の対象の復旧作業の休止または手持ち期間の手持ち費用

※工事用仮設物および工事用仮設建物、工事用仮設建物内収容の什器・備品について
は、1事故ごとに保険金額の2%相当額、または500万円のいずれか低い額がお支払いの限度額となります。

損傷保険金に付随して支払われる主な費用保険金

- 損害防止費用保険金

損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用で、弊社が承認したものをお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合は…

(1) 保険契約者、被保険者または工事現場責任者の故意または重大な過失によって生じた損害

(2) 戦争、暴動、騒擾、労働争議、官公庁による差押えにより生じた損害

(3) 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

(4) 核燃料物質もしくは放射能汚染により生じた損害

(5) 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質等の損害

(6) 保険の対象が対象工事以外の用途に使用された場合において、
その使用によってその部分に生じた損害

(7) 設計・材質または製作の欠陥を除去するための費用を支出したことによる損害

(8) 納期の遅延、能力不足その他の債務不履行による損害賠償責任を負担することにより被った損害 など

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除し保険金の全部または一部をお支払いしません。

- 保険契約者、または被保険者が保険金を支払わせる目的で損害を生じさせた場合や、保険契約者が暴力団関係者等の反社会的勢力に該当すると認められた場合、また被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合 など



ご契約にあたって

お支払いいただく保険料は…

お支払いいただく保険料は、工事の目的別の種類、工事期間、施工方法、過去の事故歴、ご契約条件などによって決まります。
保険料の算出にあたっては、工事請負契約書等の資料が必要になります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までご照会ください。

保険金額の決め方は…

工事の請負金額を保険金額とします。

保険金額

=

請負金額

+

支給材料などの金額

※ひとつの工事契約のうち、特定の工事のみを契約したり、一部の費目を除外して契約することはできません。

※工事期間中、設計変更などの理由により請負金額が増減する場合は、事前に取扱代理店または弊社までご連絡ください。

※保険金額は、工事請負金額(支給材の金額が含まれていない場合は、支給材の額も含みます。)を基に設定してください。保険金額が請負金額に満たない場合は、お支払いする保険金が損害の額よりも少なくなることがあります。また、ご契約の内容によつては、被保険者自己負担額が設定されます。お支払いする保険金は、損害の額から被保険者自己負担額を差し引いた額となります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

保険期間は…

この保険は原則として対象工事着手の時から完成引渡し予定日までを保険期間としてご契約していただきます。

工場製作・仮組立・解体 → 運搬 → 着工 → 組立工事 → 試運転または負荷試験 → 引渡し → 営業運転・操業

組立保険で補償する範囲

- (1) 工事用材料については、工事現場に搬入荷卸された時から保険責任が開始します。
- (2) 保険期間中であっても、工事の目的物が完成・引渡された時をもって保険責任は終了します。
- (3) 工事の目的物の完成・引渡し前に操業を開始した場合は、その時をもって保険責任は終了します。
- (4) 保険期間中に工事の目的物が完成しない時は、保険期間終了前に延長手続きをお取りください。
延長手続きをされない場合、保険期間終了後に生じた損害は補償されませんのでご注意ください。

総括契約のおすすめ

■総括契約(組立保険総括契約に関する特約セット契約)とは…

お客さまが保険期間内に着工される組立工事のうち、ご契約時にあらかじめ特定した種類の工事すべてを対象としてご契約いただく方式です。

■総括契約のメリット！

①保険料が割安です。

当方式でご契約いただくことにより、1工事ごとに保険を手配するよりも、1件あたりの工事の保険手配に係る保険料が割安になります。

②保険の手配漏れの心配がなくなります。

保険のお申込みはご契約時の1度で済み、工事の都度保険を手配する手間が省略できます。また、ご契約時にあらかじめ特定した種類の工事で保険期間内に着工されるすべての工事が自動的に補償されることとなるため、保険の手配漏れを防止することができます。

※保険料確定精算について

保険期間終了後、確定請負金額に基づき確定保険料を算出し、暫定保険料との過不足を精算(保険料を追加または返還)いたします。

※保険料精算省略特約について

ご契約時に把握可能な直近の会計年度における決算書等の実績に基づき算出した保険料を確定保険料とみなし、保険期間終了後の保険料確定精算の事務手続きを不要とすることができます。

セットできる主な特約

■損害賠償責任補償特約

組立工事に起因して第三者の財物に損害を与えたことまたは第三者の生命もしくは身体を害したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償いたします。

■機内所在物件に関する特約

組立工事に起因して、工事現場の属する敷地内に所在する発注者または被保険者(保険の補償を受けられる方)が所有・使用または管理する財物(建物、構築物、機械設備、什器備品等)に生じた損害を補償いたします(「損害賠償責任補償特約」では補償の対象とはなりません。)

※その他お客様のニーズに合わせてさまざまな特約をご用意しております。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

万が一事故が発生したときは…

■取扱代理店または弊社事故受付センター窓口(下記参照)まで遅滞なくご連絡ください。正当な理由がなく事故のご連絡な場合は、保険金を減額してお支払いがありますので、ご注意ください。

このパンフレットは組立保険の概要をご紹介したものです。ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、詳細は商品ごとに「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店へご請求ください。その他ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご縛結いただいて有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

※ご契約後に保険証券に記載された事項に変更が生じる場合には、事前に取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできることやご契約が解除されることがありますので、ご注意ください。

※この保険と補償内容が重なる他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって弊社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細につきましては、「重要事項説明書」をご参照ください。

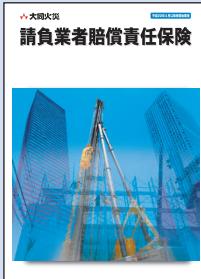
※引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」がございます。詳細につきましては、「重要事項説明書」をご参照ください。

※保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしますので、お確かめください。

※ご契約後20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。

★関連商品のご提案★

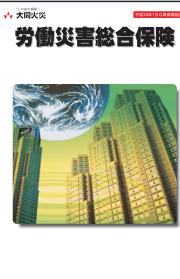
請負業者賠償責任保険



請負業務(工事・仕事)の作業中に他人に身体障害を発生させたり、他人の財物を損壊させたことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害を補償する保険です。

多くのお客様に「組立保険」と併せて下記の商品をご契約いただいております。

労働災害総合保険



労災保険法等(政府労災保険等)の上積み補償や、企業が被用者等からの損害賠償請求により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

経営サポート(事業者向け傷害保険)



企業等を保険契約者とし、その従業員の方が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害等を補償する保険です。

弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などは、下記にご連絡ください。

お客様相談センター

受付時間：平日の午前9:00～午後5:00
(土日・祝日、および12/31～1/3を除きます)

お問い合わせ・ご相談 ☎ 0120-671-071 (お客様相談センター)
ご不満・ご意見・ご要望 ☎ 0120-331-308 (お客様相談センター)

万が一の事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

事故受付センター

受付時間：平日(午前9:00～午後5:00)

TEL. 098-869-3119 (事故受付センター)

受付時間：平日夜間(午後5:00～翌朝9:00)土日・祝日および12/31～1/3

☎ 0120-091-161 (事故受付センター)

保険会社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル ☎ 0570-022808 (通話料有料)

受付時間：午前9:15～午後5:00(土日・祝日および12/30～1/4を除きます)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)

「この島の損保。」

大同火災海上保険株式会社

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号
(ホームページアドレス) <http://www.daidokasai.co.jp/>

●お申し込み・お問い合わせは

Fontworks
UDFont